

昭和三十一年農林省令第十八号

農林畜水産業関係補助金等交付規則

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第五条、第七
条第一項、第九条第一項及び第十四条並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行
令（昭和三十年政令第二百五十五号）第三条の規定に基き、並びに同法を実施するため、農林畜水
産業関係補助金等交付規則を次のように定める。

（趣旨）
第一条 農林畜水産業に関する事務又は事業を行うために要する経費について農林水産大臣が行う
補助金等の交付に関しては、他の法令に別段の定めのあるもののほか、この規則の定めるところに
よる。

（補助金等の交付の申請書類等）

第二条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第
一項第五号及び同条第二項第六号の各省各庁の長が定める事項、同条第三項の規定により各省各
庁の長の定めるところにより省略することのできる事項及び添附書類並びに補助金等に係る予算
の執行の適正化に関する法律（以下「法」という。）第五条の各省各庁の長の定める時期は、補
助金等の種類及び補助事業等の内容に応じて、農林水産大臣が別に定める。

（標準処理期間）

第二条の二 法第六条第二項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助
金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、一月とする。

2 法第六条第二項に規定する当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当
該各省各庁の長に到達するまでに通常要すべき標準的な期間は、一月とする。

3 前二項に規定する期間には、次に掲げる期間は含まないものとする。
一 当該申請を補正するために要する期間
二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する
期間

（補助金等の交付の条件）

第三条 次に掲げる事項は、農林水産大臣が補助金等の交付を決定する場合に附する条件となるも
のとす。

一 補助事業者等は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けな
ければならないこと。
イ 補助事業等に要する経費の配分の変更（農林水産大臣が別に定める軽微な変更を除く。）
をしようとする場合
ロ 補助事業等の内容の変更（農林水産大臣が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとし
る場合

ハ 補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合
二 補助事業者等は、補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難
となつた場合においては、すみやかに農林水産大臣に報告してその指示を受けなければならない
こと。

三 補助事業者等は、間接補助金等の財源に充てるべき補助金等の交付を前金払又は概算払によ
り受けた場合において、当該交付を受けた補助金等の額が、既に間接補助事業者等に対して交
付している間接補助金等の額をこえているときは、遅滞なく、当該間接補助事業者等に対し、
そのこえている額に相当する金額の間接補助金等を交付しなければならないこと。

四 補助事業者等は、地方公共団体の場合にあつては、当該補助事業等に係る国の補助金等と当
該補助事業等に係る当該地方公共団体の予算及び決算との関係を明らかにした別記様式による
調書を作成してこれを保管し、地方公共団体以外の者の場合にあつては、当該補助事業等に係
る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類又は
証拠物を整理保管しておかなければならないこと。

五 補助事業者等は、補助事業等に係る間接補助金等の交付の決定をする場合においては、当該
間接補助事業者等について第一号及び第二号に掲げる条件その他農林水産大臣が補助金等の交付
の決定に当つて附した条件を遵守するに必要な条件を附し、かつ、前号に掲げる条件と同趣旨
の条件を附すること。
（申請の取下げの期日）
第四条 法第九条第一項の各省各庁の長が定める期日は、補助金等の交付の決定の通知を受けた日
から起算して十五日を経過した日とする。ただし、農林水産大臣が特に必要と認めるときは、こ
の期日を繰り上げることがある。

（処分制限を受ける期間）

第五条 令第十四条第一項第二号に規定する期間は、別表に掲げるとおりとする。

（実績報告）

第六条 法第十四条の規定による報告は、補助事業等の完了の日から起算して一月を経過した日又
は補助事業等の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の四月十日のいずれか早い期日までに、
別に定める様式による実績報告書に別に定める書類を添え、農林水産大臣に提出してするもの
とする。ただし、農林水産大臣が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるとき
は、この期日を繰り下げることがある。

2 地方公共団体に対し補助金等の全額が前金払又は概算払により交付された場合における前項の
報告の期日は、同項の規定にかかわらず、補助事業等の完了の日の属する国の会計年度の翌年度
の六月十日までとする。

（電磁的記録）

第七条 法第二十六条の二に規定する各省各庁の長が定める電磁的記録は、農林水産大臣の使用に
係る電子計算機による情報処理の用に供することができる記録とする。

（電磁的方法）

第八条 法第二十六条の三に規定する各省各庁の長が定める電磁的方法は、農林水産関係法令に
係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年農林水産省令第二
十一号）第三条に規定する電子情報処理組織を使用して同規則第四条第一項及び第三項に規定す
るところにより行う方法とする。

附則

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和三十一年度分の補助金等から適用する。

2 国の負担金及び補助金交付規則（昭和二十四年農林省令第四十一号）は廃止する。ただし、昭
和三十年度分以前の補助金等に関しては、なお従前の例による。

附則（昭和三十一年七月一五日農林省令第三五号）
この省令は、公布の日から施行し、昭和三十一年度分の補助金等から適用する。

附則（昭和四一年九月三〇日農林省令第五一〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四四年二月二二日農林省令第五八〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五三年三月二三日農林省令第一二二〇号）
この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附則（昭和五三年七月五日農林省令第四九〇号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五五年三月七日農林水産省令第三〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五五年二月一三日農林水産省令第四九〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年四月二〇日農林水産省令第三三三号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成十八年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、平成十七年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附則（平成一九年三月二六日農林水産省令第一三三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一九年三月三〇日農林水産省令第二八八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

（農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第六条の規定による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成十九年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産からこれを適用し、平成十八年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附則（平成一九年五月二八日農林水産省令第五五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成十九年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、平成十八年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附則（平成二〇年二月二三日農林水産省令第五五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成十九年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、平成十八年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附則（平成二〇年二月二三日農林水産省令第七四号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二十年度以降の年度分の補助金等に係る財産及び平成十九年度以前の年度分の補助金等に係る財産（当該補助金等の交付の決定をしたときに、処分制限期間が定められているものであって、この省令の施行の日において補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二十二条の規定に基づく目的に反する使用、譲渡、交換又は貸付の承認を受けていないものに限る。）に適用する。この場合において、当該財産に係る補助金等が廃止されている場合にあつては、当該補助金等を別表の補助金等の名称の欄に掲げる補助金等とみなし、平成十九年度以前の年度分の補助金等に係る財産に係るこの省令の施行前の処分制限期間が当該財産に係るこの省令の施行後の処分制限期間より短いものについては、なお従前の例による。

附則（平成二二年二月一六日農林水産省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年四月二七日農林水産省令第二九号）

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成二十一年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、平成二十年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附則（平成二二年七月二日農林水産省令第四二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年二月一七日農林水産省令第一一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二三年二月二日農林水産省令第三三三三号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成二十二年年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、平成二十一年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附則（平成二三年五月一三日農林水産省令第三二二二号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成二十三年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、平成二十二年年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附則（平成二三年六月二二日農林水産省令第三七三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成二十三年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用する。

附則（平成二三年二月一四日農林水産省令第六三三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成二十三年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用する。

附則（平成二四年四月五日農林水産省令第二六六号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成二十三年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用する。

附則（平成二四年六月一九日農林水産省令第三六六号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成二十四年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、平成二十三年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年四月一六日農林水産省令第三〇号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成二十四年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則 (平成二五年七月四日農林水産省令第五四号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成二十五年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、平成二十四年度以前の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年二月二二日農林水産省令第一〇号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成二十五年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則 (平成二六年四月一日農林水産省令第三〇号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成二十六年年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、平成二十五年度以前の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年六月二五日農林水産省令第三八号)

- 1 (施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。
- 2 (経過措置)
この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成二十六年年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、平成二十五年度以前の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。ただし、「福島再生加速化交付金(被災地域農業復興総合支援事業及び農山村地域復興基金)」「福島再生加速化交付金(被災地域農業復興総合支援事業及び農山村地域復興基金)のうち森林整備事業に係るものを除く。」及び「福島再生加速化交付金(農山村地域復興基金)のうち森林整備事業に係るものに限る。」については、平成二十五年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産からこれを適用する。

附 則 (平成二七年二月六日農林水産省令第五号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成二十六年年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則 (平成二七年四月一〇日農林水産省令第四〇号)

- 1 (施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。
- 2 (経過措置)
この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成二十七年年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、平成二十六年年度以前の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則 (平成二七年二月二二日農林水産省令第八七号)

- 1 (施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。
- 2 (経過措置)
この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成二十七年年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則 (平成二八年一月二六日農林水産省令第二号)

- 1 (施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。
- 2 (経過措置)
この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成二十七年年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則 (平成二八年三月三一日農林水産省令第二四号)

- 1 (施行期日)
この省令は、平成二八年四月一日から施行する。
- 2 (経過措置)
この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成二十八年年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、平成二十七年年度以前の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年一〇月二〇日農林水産省令第六七号)

- 1 (施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。
- 2 (経過措置)
この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成二十八年年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則 (平成二九年三月三一日農林水産省令第二四号)

- 1 (施行期日)
この省令は、平成二九年四月一日から施行する。
- 2 (経過措置)
この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成二十九年年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、平成二十八年年度以前の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則 (平成三〇年二月七日農林水産省令第七号)

- 1 (施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。
- 2 (経過措置)
この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成二十九年年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則 (平成三〇年三月三〇日農林水産省令第一九号)

- 1 (施行期日)
この省令は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 (経過措置)
この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成二十九年年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、平成二十九年年度以前の

予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則（平成三十二年二月一四日農林水産省令第九号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成三十年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則（平成三十一年三月二九日農林水産省令第二十九号）

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成三十一年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、平成三十年度以前の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則（令和元年五月七日農林水産省令第一号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和二年二月五日農林水産省令第六号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、令和元年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則（令和二年三月三一日農林水産省令第二十四号）

（施行期日）

1 この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、令和二年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、令和元年度以前の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則（令和三年一月六日農林水産省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年二月三日農林水産省令第三号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、令和二年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則（令和三年三月三一日農林水産省令第一九号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、令和三年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、令和二年度以前の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則（令和三年二月二四日農林水産省令第七〇号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、令和三年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則（令和四年三月三一日農林水産省令第三二号）

（施行期日）

1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、令和四年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、令和三年度以前の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則（令和四年二月九日農林水産省令第七三号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、令和四年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則（令和五年三月三一日農林水産省令第二十六号）

（施行期日）

1 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、令和五年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、令和四年度以前の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則（令和五年二月二九日農林水産省令第六一号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、令和五年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則（令和六年三月二九日農林水産省令第二二号）

（施行期日）

1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、令和六年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、令和五年度以前の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

離島漁業再生支援等交付金
 水産業強化対策整備交付金
 水産業強化対策推進交付金
 沖繩振興公共投資交付金（農山漁村地域整備に関する事業のうち森林基盤整備事業、水産基盤整備事業及び海岸保全施設整備事業に係るものを除く。）
 沖繩北部連携促進特別振興事業費補助金
 農業農村整備事業費補助
 農業農村整備推進交付金（地方創生道整備推進交付金のうち林野庁の所掌に係るもの、地方創生汚水処理施設整備推進交付金のうち水産庁の所掌に係るもの及び地方創生港整備推進交付金を除く。）
 米穀安定供給活動支援対策費補助金
 福島再生加速化交付金（被災地域農業復興総合支援事業及び農山村地域復興基盤総合整備事業のうち森林整備事業に係るものを除く。）
 共同利用漁船等復旧支援対策費補助金
 共同利用小型漁船建造費補助金
 漁場等復旧支援対策費補助金
 農林水産業再生支援交付金
 農業振興整備費補助金
 農業生産基盤整備事業調査費補助
 農業用施設災害復旧事業費補助
 農地災害復旧事業費補助

事務所用のもの及び左記以外のもの	三三
寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三四
変電所用、発電所用、送受信所用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、魚市場用又はと畜場用のもの	三一
病院用のもの	二九
公衆浴場用のもの	二七
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	二〇
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	二五
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一九
倉庫事業の倉庫用のもの	二六
冷蔵倉庫用のもの	三一
その他のもの	二六
金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限り。）	三〇
事務所用のもの及び左記以外のもの	二七
寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二七

変電所用、発電所用、送受信所用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、魚市場用又はと畜場用のもの	二五
病院用のもの	二四
公衆浴場用のもの	一九
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	一九
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	二四
金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限り。）	二二
事務所用のもの及び左記以外のもの	一九
寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	一九
変電所用、発電所用、送受信所用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、魚市場用又はと畜場用のもの	一九
病院用のもの	二七
公衆浴場用のもの	二五
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	二二
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	二二

塩、チリ硝石その他の 著しい潮解性を有する 固体を常時蔵置するた めのもの及び著しい蒸 気の影響を直接全面的 に受けるもの その他のもの	一四
木造又は合成樹脂造の もの 事務所用のもの及び左 記以外のもの 寄宿舎用、宿泊所用、 学校用又は体育館用の もの 変電所用、発電所用、 送受信所用、車庫用、 格納庫用、荷扱所用、	一七 二二 二四 二二 一七
病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む） 用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝 酸その他の著しい腐食 性を有する液体又は気 体の影響を直接全面的 に受けるもの及び冷蔵 倉庫用のもの 塩、チリ硝石その他の 著しい潮解性を有する 固体を常時蔵置するた めのもの及び著しい蒸 気の影響を直接全面的 に受けるもの その他のもの	一七 二二 二七 二二 一七 一五
木骨モルタル造のもの 事務所用のもの及び左 記以外のもの 寄宿舎用、宿泊所用、 学校用又は体育館用の もの 変電所用、発電所用、 送受信所用、車庫用、 格納庫用、荷扱所用、	二二 二四 二二 一七 一五

魚市場用又はと畜場用 のもの 病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む） 用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝 酸その他の著しい腐食 性を有する液体又は気 体の影響を直接全面的 に受けるもの及び冷蔵 倉庫用のもの 塩、チリ硝石その他の 著しい潮解性を有する 固体を常時蔵置するた めのもの及び著しい蒸 気の影響を直接全面的 に受けるもの その他のもの	一五 一一 一七 一七 一〇 一四
簡易建物 木製主要柱が十センチ メートル角以下のもの で、土居ぶき、杉皮ぶ き、ルーフィングぶき 又はトタンぶきのもの 掘造のもの及び仮設 のもの	一〇 一四
電気設備（照明設備を 含む） 附蓄電池電源設備	六
その他のもの 給排水又は衛生設備及 びガス設備 冷房、暖房、通風又は ボイラー設備 冷暖房設備（冷凍機の 出力が二十キロワッ ト以下のもの） その他のもの	一五 一五 一三 一五
昇降機設備 エレベーター エスカレーター	一七 一五

消火、排煙又は災害報 知設備及び格納式避難 設備	八	エヤーカーテン又はド アー自動開閉設備	一二	アーケード又は日よけ 設備	一五	主として金属製のもの その他のもの	八	可動間仕切り 簡易なもの その他のもの	一三 一五	前掲のもの以外のもの 及び前掲の区分によら ないもの	一八	主として金属製のもの その他のもの	一〇	その他の鉄道用又は軌 道用のもの	一八	軌条及びその附属品並 びにまくら木 その他のもの	一五 三〇	農林業用のもの 主としてコンクリート 造、れんが造、石造又 はブロック造のもの 果樹棚又はホップ棚 その他のもの	一四 一七	主として金属造のもの 主として木造のもの 土管を主としたもの その他のもの	一四 一五 一八	緑化施設及び庭園 工場緑化施設	七	その他の緑化施設及び 庭園（工場緑化施設に 含まれるものを除く。）	二〇	舗装道路及び舗装路面 コンクリート敷、プロ ック敷、れんが敷又は 石敷のもの	一五	アスファルト敷又は木 れんが敷のもの	一〇
--------------------------------	---	------------------------	----	------------------	----	----------------------	---	---------------------------	----------	----------------------------------	----	----------------------	----	---------------------	----	--------------------------------	----------	---	----------	--	----------------	--------------------	---	---	----	---	----	-----------------------	----

汚水、坑水、廃水又は 廃液の処理用のもの	一八	前掲のもの鉄骨鉄筋コ ンクリート 造又は鉄筋 コンクリ ト造のもの	八〇	水道用ダム	八〇	トンネル	七五	橋	六〇	岸壁、さん	五〇	橋、防壁	（爆発物用 のものを除 く）、堤防 、防波堤、 塔、やぐら 、上水道、 水そう及び 用水用ダム	三五	下水道、煙	三五	突及び焼却 炉	三〇	高架道路、 飼育場及び へい	二五	爆発物用防 壁	六〇	その他のもの	六〇	コンクリ ト造又はコ ンクリート ブロック造 のもの	四〇	やぐら及び 用水池	三〇	岸壁、さん 橋、防壁	（爆発物用 のものを除 く）、堤防 、防波堤、 トンネル及 び上水道
-------------------------	----	---	----	-------	----	------	----	---	----	-------	----	------	--	----	-------	----	------------	----	----------------------	----	------------	----	--------	----	--	----	--------------	----	---------------	---

機械	金属材料のものの 金属製のもの その他のもの 金庫 手さげ金庫 その他のもの 医療機器 消毒殺菌用機器 手術機器 調剤機器 歯科診療用ユニット 光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの その他のもの レントゲンその他の電 子装置を使用する機器 移動式のもの、救急医 療用のも及び自動血 液分析器 その他のもの その他のもの 陶磁器製又はガラス製 のもの 主として金属製のもの その他のもの 音楽又はスポーツ器具 及び演劇用具 スポーツ用具 どんちよう及び幕 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの 前掲のもの以外のもの 映画フィルム（スライ ドを含む。）及び磁気テ ープ きのこ栽培用ほだ木 漁具 自動販売機（手動のも のを含む。） 焼却炉 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	一〇 五 一〇 五 三 三 二 五 一〇 三 五 三 一〇 三 六 四 八 六 七 六 五 四 二 五 二 三
----	---	--

及び装置	飲料、たばこ又は飼料 製造業用設備 繊維工業用設備 炭素繊維製造設備 黒鉛化炉 その他の設備 その他の設備 木材又は木製品（家具 を除く。）製造業用設備 家具又は装備品製造業 用設備 バルブ、紙又は紙加工 品製造業用設備 印刷業又は印刷関連 業用設備 デジタル印刷システム 設備 製本業用設備 新聞業用設備 モノタイプ、写真又は 通信設備 その他の設備 その他の設備 化学工業用設備 臭素、よう素又は塩素、 臭素若しくはよう素化 合物製造設備 塩化りん製造設備 活性炭製造設備 ゼラチン又はにかわ製 造設備 半導体用フォトレジス ト製造設備 フラットパネル用カラ ーフィルター、偏光板 又は偏光板用フィルム 製造設備 その他の設備 石油製品又は石炭製品 製造業用設備 プラスチック製品製造 業用設備（他の項に掲 げるものを除く。）	一〇 一〇 七 七 三 七 七 八 一一 一一 二二 二二 四 七 三 一〇 一〇 五 五 四 五 五 五 五 八 七 八 九
------	---	--

なめし革、なめし革製 品又は毛皮製造業用設 備	窯業又は土石製品製造 業用設備	鉄鋼業用設備	表面処理鋼材若しくは 鉄粉製造業又は鉄スク ラップ加工処理業用設 備	純鉄、原鉄、ベースメ タル、フェロアロイ、 鉄素形材又は鑄鉄管製 造業用設備	その他の設備	非鉄金属製造業用設備 核燃料物質加工設備 その他の設備	金属製品製造業用設備 金属被覆及び彫刻業又 は打はく及び金属製ネ ームプレート製造業用 設備	その他の設備	はん用機械器具（はん 用性を有するもので、 他の器具及び備品並び に機械及び装置に組み 込み、又は取り付ける ことによりその用に供 されるものをいう。）製 造業用設備（電子部品、 デバイス又は電子回路 製造業用設備及び情報 通信機械器具製造業用 設備を除く。以下同じ 。）	生産用機械器具（物の 生産の用に供されるも のをいう。）製造業用設 備（次項に掲げるもの 及び電気機械器具製造 業用設備を除く。） 金属加工機械製造設備 その他の設備	九 一一二	一四	一一 七	一〇 一一二
-------------------------------	--------------------	--------	---	---	--------	-----------------------------------	--	--------	--	--	----------	----	---------	-----------

業務用機械器具（業務 用又はサービスの生産 の用に供されるもの （これらのものであつて 物の生産の用に供され るものを含む。）をいう 。）製造業用設備（はん 用機械器具製造業用設 備、電気機械器具製造 業用設備及び輸送用機 械器具製造業用設備を 除く。）	電子部品、デバイス又 は電子回路製造業用設 備	光ディスク（追記型又 は書換え型のものに限 る。）製造設備	プリント配線基板製造 設備	フラットパネルディス プレイ、半導体集積回 路又は半導体素子製造 設備	その他の設備	電気機械器具製造業用 設備	情報通信機械器具製造 業用設備	輸送用機械器具製造業 用設備	その他の製造業用設備	農業用設備	林業用設備	漁業用設備（次項に掲 げるものを除く。）	水産養殖業用設備	鉱業、採石業又は砂利 採取業用設備	石油又は天然ガス鉱業 用設備	坑井設備	掘さく設備	その他の設備	その他の設備	七 八 九 九 八 七 五 五 三 六 一一二	五 五 七 九 九 八 七 五 三 六 一一二
--	-------------------------------	-------------------------------------	------------------	--	--------	------------------	--------------------	-------------------	------------	-------	-------	-------------------------	----------	----------------------	-------------------	------	-------	--------	--------	---	---

<p>二 海岸保全施設整備事業費補助 農山漁村地域整備交付金（農業農村基盤整備に係るものを除く。） 治山事業費補助 森林環境保全整備事業費補助 水源林造成事業費補助 美しい森林づくり基盤整備交付金 林業用施設等災害復旧事業費補助 水産物供給基盤整備事業費補助 水産資源環境整備事業費補助 漁村総合整備事業費補助 水産基盤整備調査費補助 漁港施設災害復旧事業費補助 沖繩振興公共投資交付金（農山漁村地域整備に関する事業のうち森林基盤整備事業、水産基盤整備事業及び海岸保全施設整備事業に係るものに限る。） 水産基盤整備事業費補助 地方創生整備推進交付金（地方創生道整備推進交付金のうち林野庁の所掌に係るもの、地方創生汚水処理施設整備推進交付金のうち水産庁の所掌に係るもの及び地方創生港整備推進交付金に限る。） 福島再生加速化交付金（農山村地域復興基盤総合整備事業のうち森林整備事業に係るものに限る。）</p>	
<p>建 種付用 鉄骨鉄筋コンクリート 造又は鉄筋コンクリート造のもの 事務所用のもの及び左五〇 記以外のもの 寄宿舎用、宿泊所用、四七 学校用又は体育館用のもの 病院用のもの 変電所用、発電所用、三八 送受信所用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、魚市場用又はと畜場用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの その他のもの その他のもの れんが造、石造又はブロック造のもの 事業所用のもの及び左四一 記以外のもの</p>	<p>二一 三一 三八 四一</p>

<p>寄宿舎用、宿泊所用、三八 学校用又は体育館用のもの 病院用のもの 変電所用、発電所用、三四 送受信所用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、魚市場用又はと畜場用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。） 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの その他のもの その他のもの 金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る） 事務所用のもの及び左三八 記以外のもの 寄宿舎用、宿泊所用、三四 学校用又は体育館用のもの 変電所用、発電所用、三一 送受信所用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、魚市場用又はと畜場用のもの</p>	<p>三〇 三〇 三四</p>
--	-------------------------

病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。） 用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食	二九 二七 二〇
塩素、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するた めのもの及び著しい蒸 気の影響を直接全面的 に受けるもの その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの その他のもの 金属造のもの（骨格材 の肉厚が三ミリメート ルを超え四ミリメート ル以下のものに限り。） 事務所用のもの及び左 記以外のもの 寄宿舎用、宿泊所用、 学校用又は体育館用の もの 変電所用、発電所用、 送受信所用、車庫用、 格納庫用、荷扱所用、 魚市場用又はと畜場用 のもの 病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。） 用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝 酸その他の著しい腐食	二五 一九 二六 三一

性有する液体又は気 体の影響を直接全面的 に受けるもの及び冷蔵 倉庫用のもの 塩素、チリ硝石その他の 著しい潮解性を有する 固体を常時蔵置するた めのもの及び著しい蒸 気の影響を直接全面的 に受けるもの その他のもの 木造又は合成樹脂造の 事務所用のもの及び左 記以外のもの	一九 二四
性有する液体又は気 体の影響を直接全面的 に受けるもの及び冷蔵 倉庫用のもの 塩素、チリ硝石その他の 著しい潮解性を有する 固体を常時蔵置するた めのもの及び著しい蒸 気の影響を直接全面的 に受けるもの その他のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。） 用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝 酸その他の著しい腐食 性を有する液体又は気 体の影響を直接全面的 に受けるもの及び冷蔵 倉庫用のもの 変電所用、発電所用、 送受信所用、車庫用、 格納庫用、荷扱所用、 魚市場用又はと畜場用 のもの 病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。） 用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝 酸その他の著しい腐食 性を有する液体又は気 体の影響を直接全面的 に受けるもの及び冷蔵 倉庫用のもの 変電所用、発電所用、 送受信所用、車庫用、 格納庫用、荷扱所用、 魚市場用又はと畜場用 のもの 病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。） 用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝 酸その他の著しい腐食	二四 一九 一九 二二 二五 二七 二四 二二 二四

前掲のもの以外のもの 及び前掲の区分によら ないもの 主として金属製のもの その他のもの	鋼船	とう載漁船	ひき船 その他のもの	木船 とう載漁船 動力漁船及びひき船 その他のもの	その他のもの モーターボート及びと う載漁船 その他のもの	特殊自動車（ブルドー ザー、パワーショベル 及その他の自走式作業用 機械並びにトラクター 運及び農業用運搬機 具を含まない。）	散水車 除雪車 タンク車、じんかい車、 し尿車、トラックミキ サー、レッカーその他 特殊車体を架装したも の 小型車（じんかい車及 びし尿車にあつては積 載量が二トン以下、そ の他のものにあつては 総排気量が二リットル 以下のものをいう。） その他のもの	前掲のもの以外のもの 自動車（二輪又は三輪 自動車を除く。） 小型車（総排気量が 〇・六リットル以下 のものをいう。） その他のもの
一八 〇八	八 一〇 二	四 六 八	四	五	四 五	三	四	

貨物自動車 ダンプ式のもの その他のもの 報道通信用のもの その他のもの 二輪又は三輪自動車 フォークリフト トロッコ 金属製のもの その他のもの その他のもの 自走能力を有するもの その他のもの	測定工具及び検査工具 （電気又は電子を利用す るものを含む。）	治具及び取付工具	ロール 金属圧延用のもの その他のもの	切削工具	前掲のもの以外のもの 白金ノズル その他のもの	前掲の区分によらない もの 白金ノズル その他の主として金属 製のもの その他のもの	器具、電気機器、ガス 器具及び家庭用品（他 の項に掲げるものを除 く。）	事務机、事務いす及び キャビネット 主として金属製のもの その他のもの 応接セット 接客業用のもの その他のもの その他の家具 接客業用のもの
四 三 六 五 五 四	五	三	四 三	二	一 三 三	四 十三 八	一 五 八 五 五	

時計、試験機器及び測定機器	その他のもの	一五
	主として金属製のもの	一五
	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	八
	冷房用又は暖房用機器	五
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	六
	食事又はちゆう房用品	六
	陶磁器製又はガラス製のもの	二
	その他のもの	二
	その他のもの	五
	主として金属製のもの	一五
	その他のもの	八
	事務機器及び通信機器	八
	謄写機器及びタイプライター	一五
	孔版印刷又は印書業用のもの	三
	その他のもの	三
	電子計算機	五
	パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）	四
	その他のもの	五
	複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	五
	その他の事務機器	五
	テレタイプライター及びフアクシミリ	五
	インターホーン及び放送用設備	六
	電話設備その他の通信機器	六
	デジタル構内交換設備及びデジタルボタ電話設備	六
	その他のもの	一〇

時計	度量衡器	一〇
	試験又は測定機器	五
	光学機器及び写真製作機器	五
	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	五
	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	八
	容器及び金庫	八
	ボンベ	一〇
	溶接製のもの	六
	鍛造製のもの	六
	塩素用のもの	八
	その他のもの	一〇
	ドラムかん、コンテナ	一〇
	その他の容器	一〇
	金属製のもの	三
	その他のもの	二
	金庫	三
	手さげ金庫	二
	その他のもの	五
	娯楽又はスポーツ器具及び演劇用具	二〇
	スポーツ用具	五
	どんちよう及び幕	三
	その他のもの	五
	主として金属製のもの	一〇
	その他のもの	五
	前掲のもの以外のもの	五
	映画フィルム（スライドを含む。）及び磁気テープ	二
	きのこ栽培用ほだ木	二
	漁具	三
	自動販売機（手動のものを含む。）	三
	焼却炉	五
	その他のもの	五
	主として金属製のもの	一〇
	その他のもの	五
機械	農業用設備	七
及び	林業用設備	五

